

平成18年第2回大仙市議会定例会会議録第2号

---

平成18年6月16日（金曜日）

---

議事日程第2号

平成18年6月16日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

出席議員（30人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番 石塚 柏
10番 千葉 健	11番 渡邊秀俊	12番 佐藤芳雄
13番 高橋敏英	14番 竹原弘治	15番 橋村 誠
16番 武田 隆	17番 斉藤博幸	18番 菊池幸悦
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴
25番 佐々木洋一	26番 大野忠夫	27番 佐々木昌志
28番 北村 稔	29番 鎌田 正	30番 藤田君雄

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

市 長	栗林次美	助 役	久米正雄
教 育 長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	高橋源一	健康福祉部長次長	藤肥康弘
農林商工部長	金正行	建設部長	柴田勝三
病院事務長	高橋大樹	水道局長	田口良邦

教 育 次 長    相 馬 義 雄                    教 育 次 長    佐 藤 康 裕  
総 務 課 長    元 吉 峯 夫

---

議会事務局職員出席者

局            長    田 口 誠 一                    副    参    事    高 橋        薫  
副    主    幹    伊 藤 雅 裕                    副    主    幹    加 藤 博 勝  
主            任    菅 原 直 久

---

午前10時00分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に8番金谷道男君。はい、8番。

○8番（金谷道男君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

わか杉国体に向けて、議会並びに市当局の成功への心意気を示す今日のユニフォーム姿の中での一般質問、トップバッターということでございます。何せご承知のとおり1年生でございます。いろいろ未熟な点もあろうかと思っておりますけれども、できれば市長から少しはヒットの匂いのするようなものもいただきたいと思っております。これから質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

戦国時代の武将武田信玄は、人は石垣、人は城といたしました。また、多くの政治家や経済人、あるいはまちづくりなりのリーダーの方々が、国や自治体、地域づくり、そして企業づくりは人づくりであるとも述べております。

このように、社会や組織が人で構成されていることから、人、すなわち人材の育成が何よりも大事であることは言うまでもありません。大仙市も発足して1年3カ月が経過しました。まだ、よちよち歩きのこの市の発展のカギを握るのは、何といってもここに住むすべての人々だと私は思います。9万5,000人の住民の方々が、いろいろな場

面でそれぞれの持つ能力を意欲的に発揮できることが、そのカギではないかと思えます。このことを実現するためには、もちろんすべての方々の意識改革が必要なことは当然でございますが、それと同時に市の施策として人材育成・支援が必要ではないのでしょうか。人材育成・支援については、いろいろな分野で行うべきものだと思いますが、私は今回、特に2つの部分についての質問をさせていただきます。

1つ目は、市の職員の人材育成であります。

大仙市には1,400人余りの職員の方々がおります。私は、これはすばらしい大仙市の財産だと思っております。この職員の方々が、それぞれの担当業務で、その持てる力を十分に発揮していただければ、難しい、厳しい社会経済情勢の中にあっても、新しい時代に対応できる効率のよい執行、そしてそれにより先進的な大仙市づくりができるものだと思っております。

しかし、時代は変化・変貌しております。地域課題も住民の要望も変化しております。この中であって職員の方々がその能力を十分に発揮して職務を遂行するには、常に研修・研鑽が欠かせないものだと思います。個々の職員の自己研鑽は当然であります。その上に立って組織としての計画的な職員研修の必要があるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたしますが、職員の方々の能力向上のための研修計画はどのようになっているのでしょうか。職場で日常の管理職等による現業研修はもちろん、基本的な研修、専門的な研修、あるいは長期的なもの、短期的なもの、いろいろあると思いますが、その計画がどのようになっているかお伺いをいたします。

もう一つの分野でございますが、産業の面であります。それも農業後継者についてであります。

先の議会で議決した大仙市総合計画基本構想の中で、農業を基幹産業として位置づけるとともに地域の生活・文化の根源であると述べています。まったくそのとおりであります。地域に農業があればこそ、人が生き、人が集う田園交流都市を大仙市は目指せるのです。この農業の継続的な発展のためにはいろいろな施策が必要であり、現在、市当局の方々、あるいは関係者の方々が懸命な努力で施策を立案、実行されていることは大変心強い限りでございます。これからも、さらに農業者の意向を踏まえた将来展望のある施策の実施、企画をお願いいたします。

しかし、どんな政策もそれを実際に担う農業を考え、意欲的に農業に取り組む方々がいなければなりません。ましてや次代を担う農業後継者の育成は重要であると考えます。

今このことに大きな力を注ぐべきときではないでしょうか。農業の人材育成であります。

私が今さら申し上げるまでもなく、農業は単に栽培技術だけを身につければできるものではありません。農業関係技術・知識はもちろんですが、経営学、マーケティング、情報の集積や分析、そういったものも身につけなければできない時代になりました。そのためには専門的な学習が必要だと私は考えます。

旧太田町のことを申し上げますが、平成7年度から農業後継者を確保する目的で、大学や研究機関で農業を学ぶ若者に奨学金を貸与し、卒業後5年間、地元で就農するか農業指導機関で指導にあたるかということを経験条件に、その奨学金の貸与を免除する制度を作って実施してまいりました。卒業するか、あるいは研修が終わった後に地元に残る、そのことにより奨学金の免除をする、それがこの奨学金の特色でもございます。この制度を実施した結果、平成7年4月から平成18年3月までの間に14名の方が奨学生となり、そのうち10名の方が地元に残り、就農するか、また指導機関での農業指導にあたっております。また1名は現在研修中でもあります。この方もいずれは地元に戻ってくると思います。確かに農業だけを特別扱いにする奨学金制度は問題だという方もおられると思います。しかし、この制度の償還免除は地元での就業が条件にあるということもお考えいただきたいと思います。農業のみならず地域の将来を担う人づくりにもなるということでもあります。奨学金制度では、日本の国に役に立つ優位な人材を大仙市から出すということも大切かもしれません。しかし、地場産業の発展も大事だと思います。これからの時代、事業には目的を明確にする必要があると思います。目的の絞り込みがあります。私は、奨学金制度も地域特性を生かした絞り込みをする必要があるのではないかと思います。農業後継者を育成し、地場産業としての農業を発展させ、経済効果を生み出す人材の育成は、貴重な財源を投入してもやるべきと思いますが、いかがでしょうか。これからの農業は自立しなければなりません。自立するためには、地域に意欲的な農業者をつくらなければならないと思います。どんな産業でも人材は育成しています。基幹産業なる位置づけがある農業だからこそ私は必要だと思います。私は、行政の施策として農業後継者育成制度を作って、恒久的に続けていくべきと考えますが、いかがでしょうか。明治維新後の長岡藩の百米俵の話が何回か出ておりますが、私もまったくそうだと思います。今、財政が厳しい今だからこそ人材育成に目を向けるべきではないかと、そのように考えますが、いかがでしょうか。

次に、市民と協働のまちづくりの進め方についてお尋ねをいたします。

地方分権の進展に伴い、自己決定・自己責任のもとで個性あるまちづくりを進めることは合併の理念でもありました。そして、大仙市総合計画基本構想の理念としても挙げられております。そしてそのためには、自主・自立の精神で市民と協働で地域社会をつくりあげなければならないとも述べております。私もそのように思います。廃棄物の処理、いわゆるごみの処理をはじめ環境の問題、少子高齢化への地域での対応の仕方、また、新しい時代に合った農業を多面的に展開するため取り組み、あらゆる面で私は住民との協働の自治体ができなければならないと思います。こういう自治体を目指すには、何といても住民の方々が話し合いにより課題の認識、あるいは対策づくり、そしてまた一緒に行動する、そういう活動が根底になければならないものだと思います。時間がかかりますし、大変難しいことではあるけれども、取り組まなければならないものと考えます。住民の方々が知り、考え、行動するようになることが必要であります。そのためには住民の方々が学ぶ環境を整えることが必要だと思います。生涯学習である社会教育の環境整備が大切だと思います。生涯学習活動を支援するためには、人、もの、金を充実することだと思います。その中でももの、すなわち施設や設備については、各地にいろいろな公共施設が整備されております。私は、決して不足はしているとは思いません。むしろ有効活用するために、これから整理、あるいは活用の仕方を考えるべき時期にきているとも思います。また、金については、いわゆる予算のことですけれども、予算の配分をどうするかということにもかかわってくるものでありますが、多ければ多いほど良いというそういう意味でも私はございません。要は、何にどう使うか、そして使った結果がどう出ているのか、事業評価を伴った予算の編成の仕方をしていかなければならないというふうにも考えております。この点については、今日の私の質問ではなくて、いずれいつかの機会にまたこの点についてはご質問させていただきたいと思ます。

最も大事なものは、私は人だと思います。住民が学ぶことへの支援、それは住民の方々の欲求課題や必要課題を探ること、あるいはそれをどのような手段と計画で学んでいくのか、次の段階を考えるためにどうするのか、そういったことを一緒に考える、それを支援する、そういう人が必要だということでもあります。私はそれが専門職員であろうと思います。行政の中には専門的な知識と技術を持った有資格者がその仕事を行うことにより効果が上がる部分があると思います。私は、社会教育、生涯学習もその一つだと考えております。この分野には、法により認定された社会教育制度というものがあるわけ

ですけれども、今、教育委員会、公民館には、この制度による有資格者の職員がどのぐらい配置されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

新市総合計画の中でも述べておるとおり、これからの行政運営、自治体経営、まちづくりは、住民と協働でなければならないと思います。その裏付けは、住民の学習活動がしっかりサポートされてこそではないでしょうか。学ぶことへのきっかけづくりや機会づくり、学習のプログラムづくりをアドバイスする専門職員の私は適正な配置により、それがなされるものであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

最後に、税のことについて、税源移譲についてご質問させていただきます。

国の構造改革の一環として、民にできることは民に、地方にできることは地方にということで三位一体改革が今進められております。これは、地方に自立を求めているものであり、私は厳しいけれどもやはりこれは受け入れなければならないものではないかと思えます。そのためには、お互いに知恵と汗を出して、これまでのような他力本願でないやはり地域づくりを進めなければならない、自治体づくりを進めなければならないと思えます。ただ、そのために必要な財源の確保と応急の規制緩和はまだまだ進んでいない、私はその面ではまだまだ国の進め方は不十分だいうふうにも思っております。しかし、現実にはこういう問題をはらみながらも着々と地方の改革は進められております。我々はそれに必然的に対応していかなければならないことにもなります。その結果、痛みを分かち合う、あまり好きな言い方ではありませんが、痛みを分かち合うということも必要だということ、これも私はそのとおりでと思えます。しかし、その痛みというものは、納得できるものでなければならないのではないかと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、平成19年度からの税源移譲により所得税の一部が地方税に移譲になるわけでありますが、そのことが具体的に住民の負担や給付にどのような影響があるかということでもあります。税そのものについては同額で動くということなようですので、理論上の変化はないと思えますが、ほかの面での影響であります。法律、あるいは市条例、規則、要綱などによって福祉・教育などいろんな分野での制度があり、その中で住民負担や給付が行われる際に、その対象範囲の決定、あるいは給付額、負担額を算出する根拠に住民税の課税状況が使われているケースがあります。それがそのことにどう影響するかということでもあります。収入額が変わらないのに税の課税方法が変わるということによって、こうした制度に、あるいは負担額、給付額に影響することがないのででしょうか。もしあるとすれば、その対応をどのように考えているのでしょうか。

かということをお尋ねいたしたいと思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 8番金谷道男君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 金谷議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに職員の人材育成であります。基本的な考え方といたしまして、職員が職場での仕事を通じて自己成長・自己実現を目指すことによって組織が活性化され市民満足度を高めることとなりますので、自己啓発の意欲を高めることが最も重要であると考えております。

その手助けといたしまして、自己啓発の支援や職場研修の促進など職場における学習風土づくりを進めるとともに、人材育成の観点から新たな人事管理制度や人事評価制度の導入などの検討も含めながら、本庁、支所、関連施設等の1,400人余りの職員が効率的な年次計画により研修できるよう努めてまいりたいと存じます。

ちなみに、大仙市職員の研修に関する規定では、研修の種類を基本研修、派遣研修、自主研修、職場研修に分類しておりますが、平成17年度におきましては基本研修が市長会主催の課長研修、課長補佐研修など8講座61人、派遣研修が市町村アカデミー研修など8講座21人、自主研修が2講座2名の合計17講座88人が研修を受講しております。18年度につきましても基本研修8講座75人、派遣研修5講座18人、自主研修1講座1名の計14講座94人の研修にかかわる経費を予算化しております。

また、18年度限定の試行ではありますが、県の自治研修所が県職員を対象とした研修に市町村職員のモニター参加を受け入れる旨連絡をいただいておりますので、積極的に受講させたいと思っております。

さらに、これらに庁内研修など具体的な内容を盛り込み、職員のあるべき姿や方向性を明確に示した人材育成基本方針を今年度中に策定し、職員に周知いたしまして、人材の育成の推進を図ってまいりたいと存じます。

次に、農業の人材育成につきましては、本市農業を考える中で最も重要な課題となっており、議員のご指摘のとおり次代を担う農業後継者の育成は急を要するものと考えております。

旧太田町で実施しておりました「農業奨学金貸与制度」は、農業の発展を支える担い手の育成を図るために必要な学術を享受する農学部等で修業する者に対し、入学金の半

額及び年間授業料の半額を貸与しており、主に国立を基準にしておりますが、卒業後直ちに農業に従事するか、農業指導機関において農業指導業務に従事し、5年以上経過した場合は奨学金等の償還が免除されることとしていたため、地元農業に携わる新規就農者の確保に対し効果のあった施策と認識しております。

本市においては、秋田県フロンティア農業者育成事業との連携のもと、新規就農者に必要な技術を身につけようとする者、または新たな部門開始に必要な技術を身につけようとする既就農者が、県の農業試験場及び市内の実験ほ場等で研修する場合、2年間にわたり研修費として月額7万5,000円を助成しております。さらに、太田農業振興情報センターに農業技術研修生を受け入れ、農業者の育成に努めております。

ご質問の恒久的な農業後継者制度及び新規就農制度の創設につきましては、大仙市全域を対象とした現行の「大仙市奨学資金貸与制度」の活用も含め、太田農業振興情報センターを新規就農者の中核施設として位置づけ、新たな制度を19年度施行に向けて検討しておりますし、結論を出してみたい、こういうふうに思っております。

質問の第2点、住民と協働のまちづくりにつきましては教育次長から、質問の第3点、税源移譲と住民負担につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第3点目の税源移譲と住民負担についてお答え申し上げます。

三位一体改革に伴う税源移譲につきましては、平成18年度の税制改正におきまして「国税である所得税」から「地方税である個人住民税」への恒久措置として税源移譲が実施されるものであります。

税源移譲に伴う税制改正の内容を簡単に述べますと、個人住民税につきましては、均等割と所得割により課税されており、これまでの所得割の税率は、課税所得200万円以下は5%、200万円を超え700万円以下は10%、700万円を超える場合は13%でありました。これを税源移譲に伴い一律10%の比例税率化とするものでございます。

一方、所得税につきましては、課税所得195万円以下は税率10%から5%に引き下げられます。また、695万円を超え900万円以下は20%から23%に、900万円を超え1,800万円以下は30%から33%に、1,800万円を超える場合は



37%から40%に引き上げられます。

これにより、個人住民税と所得税のそれぞれの課税額は変わりますが、合計額では改正前と変わることなく、各税額割合の変更により、地方への税源移譲が達成される仕組みとなっているものであります。

こうしたことから、各税率の変更に伴い、課税所得に変更がなくても各税額が変わることになります。

議員ご指摘のとおり、多くの事務事業における給付や負担額の徴収等の算定基礎には、この課税状況が使われております。この算定には、住民税においては「課税・非課税」、所得税においては「税額」などが基礎として使われており、市の主な事務事業では、国民健康保険事業の高額医療費、老人保健の高額療養費、福祉医療費、家族介護用品支給事業、家族介護慰労金支給事業、すこやか子育て支援事業などの給付、または保育所保育料、障害者自立支援給付等の障害者福祉サービス自己負担額などの徴収について、こうした算定方法を用いているところであります。

ご質問のありました住民の負担、給付などへの影響につきましては、税負担額の総額が変わらないため、これらを基準とした住民の負担、給付についても影響がないとの説明を受けておりますが、大変情報が少ない状況にありますので、今後とも引き続き国の動向等に注視してまいりたいと考えております。

終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） ご質問の第2点は、住民と協働のまちづくりについてであります。

合併の理念であり、大仙市総合計画基本構想にも提唱しておりますように、市民と行政が各々の役割分担のもとに、個性あるまちづくり推進のために連携して課題に取り組むとされております。

生涯学習は、市民が自発的に学習活動を行っていく中で自己を豊かにし、また、多くの人々との協調を通して地域活動に広がり、ひいてはまちづくりへの参加につながるものと思っております。市民との連携により学習環境の整備を図り、積極的に奨励し推進してまいりたいと考えております。

ご質問の社会教育法に基づく「社会教育主事」の資格取得者数でございますが、現在33名おります。このうち10名が、市内の生涯学習関連施設に配置されております。

今後とも計画的に資格取得職員の増員を図るとともに、有資格職員の配置につきましても配慮していきたいというふうに考えております。

また、社会教育主事と一緒に社会教育の学習相談や社会教育関係団体の育成・指導等に従事する社会教育指導員を5名配置しております。さらに、地域における生涯学習を盛んにするために、住民の身近なところで学習活動を奨励・支援する生涯学習奨励員95名を配置し、学習の機会づくりやプログラムづくりに協力と、多種多様な分野において活動をいただいているところでございます。

今後とも行政と地域が連携し、補完し合いながら、児童・生徒の課外活動事業など諸々の事業において、人づくりに配慮した事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 8番、再質問ありませんか。はい、8番。

○8番（金谷道男君） 職員研修計画につきましては、今、市長の答弁の中にもありましたが、計画的にこれから実施していただけるということですので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

そこで、これ後でお答えいただきたいのですが、その研修に出る際に、それは人選といますか研修は応募方式というような取り方をしていくものなのかどうか、そこら辺のところどう考えているのかということをお尋ねをしたいと思います。

そして、それと同時に、研修はぜひ職員の士気が向上するような方向づけで実施していただきたいものだなと、そんなふうに思います。

それから、農業後継者についてですけれども、私は今、県でやっているフロンティア農業者育成事業も大変私は意義のある事業で、それはそれでいいと思うんですが、私は何回も述べておりますように、単に技術だけではない農業者の、これからの農業者はやっぱり総合的にものを考えて、あるいは判断する力が必要だと、そういうことから考えると、必ずしも試験場とかそういったところの研修ということよりも、私は農業そのものを学ぶことに対する支援、そういったものが重要じゃないかということで今回申し上げさせていただきました。

奨学金制度の中で考えていただけるということなので、私はその奨学金の先ほども言いましたように、いろんな目的の使い方で対応していただけるような方向でお考えをいただけないかなと、そんなふうに思います。つまり、農業を学ぶ方がある意味では優遇する奨学金制度の創設という意味あいでもあります。

それから、社会教育の話ですけれども、私は今、3月から市からたくさんの計画書をいただいております。総合計画、あるいは高齢者保健福祉計画、男女共同プラン、次世代行動計画、第三期介護保険計画、健康大仙21計画、いろんな計画をいただいております。この計画も作るのが私は目的でないと思うし、それを実行することが目的だと思います。そうなりますと、当然市民の方々がそのことを材料にしながら、いろんな勉強を重ねていく中でその効果というものはあがってくるものでないかなと思っています。そういうのに取り組むのは、まさに私は社会教育の分野の、それは仕事であろうと。そしてそれを実際に行う専門的な職員、あるいは制度としてある社会教育主事制度をぜひ活用し、今お答えいただいたように33名の方がおられるわけで、そういう方をぜひ社会教育の事務の仕事と私は指導というかそういう仕事があると思います。学校教育と同じように、やはり資格のある方が私は発令して、給与どうのこうのという話で申し上げているのではございませんで、そういう資格を持った方が事業全体を負担しながら計画したり実施することが、結局最後は一般行政が効果的になるものでないかなと思っています。ちょっと古い話ですけれども、かつて小畑勇二郎知事が、善政、善い政治の政、善政は善教にしかずという言葉をいったというふうにある本で読んだんですが、まったくそのとおりでないかなと。やっぱり教育的な配慮が中であって、初めてそういう計画も、協働のまちづくりもできるのでないかなと。そのカギを握っているのは、私は職員の中でもその業にあたる分の人たちがそれをやるべきでないかなと、そんなふうに思いますので、ぜひその点のご配慮をお願いいたしたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 金谷議員の再質問にお答えいたします。

最初に研修の関係であります。当然これは職員の士気が向上させるための研修でありますので、いろいろな方法があると思います。応募方式、手上げ方式も積極的に奨励していかなきゃならないと思いますし、ただ、公務員として、あるいは仕事としての基礎的なもの、これはある意味では強制的にもやっつけていかなきゃならない、この両方の組み合わせではないかと思えます。ただ、議員が懸念されているのは、やや強制的といいますか、そういうものだけではなくて、おそらくこの手上げ方式による積極的な研修ということだと思いますので、そういう分野にも十分意を配していきたい、こういうふうに思っています。

それと、次に農業後継者制度の問題でありますけれども、議員ご指摘のとおりだと思います。今、我々考えているのは、農業後継者と、それから新規就業者、必ずしも農業、田んぼ・畑がない人でも農業がやりたいと、こういう人がいるわけでありますので、そういう方たちも含めた地域としての後継者問題、こういう形の恒久的な制度を作りたいと、こういうことであります。

県の全体研修の制度、当然これを利用しながら、今、議員ご指摘のように、いわゆる既に就農されている方でも、やはりこれからの時代はマーケティングならマーケティングを中心にやりたい、あるいは技術ではなくて経営というものを勉強したいとか、こういう方が当然いらっしゃるわけでありますので、そういう方の講座といいますか受け入れも含めた就農制度、こういうものを構築してみたいと、こういうふうに思っております。

それと、この生涯教育の関係でありますけれども、私からも若干答えさせていただきたいと思えます。

確かに社会教育主事だけではなくて、図書司書の資格のある方、あるいは学芸員の資格のある方、それに近い方も職員の中にいるわけであります。そうしたそれぞれ学校やあるいは現場で実践して、相当なレベルまで達した方もいるわけでありますので、そうした人たちも含めて、これからやっぱり専門性の強い分野にはやっぱり専門職を育てていかなきゃならないと思えますけれども、ただ、ややもしますと今議員がおっしゃったように、事務とそういうプログラムを組む方、両方やるのが私は専門職と思っておりますので、必ずしもそこに資格者が一生その現場にいるということは、私は適当ではないのではないかと思います。やっぱりその行政、一般行政の中で一定の期間またもまれながら、やっぱりそういう分野を統括していくということも必要なんではないかと考えておりますが、専門性というのはやっぱり活かしたやり方というのも大変重要であると思えますので、現在それぞれ、例えば教育主事の資格を持って他の部署に就いている職員もおりますので、そういう人たちをどういうふうに専門性を活かしていくかということも含めて一緒に検討してみたいと、こういうふうに思えます。

○議長（橋本五郎君） 8番、再々質問。はい、8番。

○8番（金谷道男君） 大変市長の前向きな方向で考えていただいているようなので、まだ100%私の意見の一致はしてない部分があるようですけれども、いずれ前向きに考えていただけるようなので。

ただ、今ちょっと最後の社会教育の分野ですけれども、いろんな個々の職員については、私も他の部局と交流をしながらその職員の資質向上は当然やっていただきたいと思っています。ただ、現場に配置されている時点で、なるべくは有資格者の方々が一定数そこに配置されているような、そういう人事をお願いしたいというようなことで申し上げましたので、ご理解をいただきたいと思っています。

それから最後に、これを言うとあれかもしれませんが、ちょっときついかもしれませんが、私は今回、4月からいろんな事務的な職員の方々のミスみたいなお話で、それぞれお受けしております。私はこの一連の事務ミスというのは、おっしゃるとおりいろんな原因があると思うんですが、私はその一つには、やはり個々の職員の方々の自分で自分のことをチェックする、その部分の意識のやっぱり足りない部分があるのでないかな、これはやっぱり研修、あるいは人事等の配置の中でそんなことを考えていただきたいということでもあります。ただこれ、チェック機能をいたずらに、屋根の上に屋根をかけるようなそういうチェック機能では、決してこれは解決しないものではないかなと思っております。確かに今、市町村合併という職員にとっては今まで経験したことのない新しい時期になっておりますので、私はそのことも一つの原因かと思っています。しかし将来、今の職員の半分ぐらいで大仙市の行政サービスをやるということになっております。そのときに備えて、今からぜひ士気の高い職場風土をつくっていただきたいなと思っています。そんな思いで今回の質問をさせていただきました。

大仙市は私は新しい市だと思っております。新しい市です。どうか風通しのよい、固定観点にあまりとらわれない、そんな職場づくりをぜひやっていっていただきたいし、職員の方々が、皆さんが誇りと責任を持って仕事に向かうような、そんな市役所をぜひ市長からつくっていただきますことを期待しまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本五郎君） これにて8番金谷道男君の質問を終わります。

次に、11番渡邊秀俊君。はい、11番。

○11番（渡邊秀俊君）【登壇】 おはようございます。

6月定例会にあたり、質問いたしますけれども、その前に、先の全国なぎなた競技大会、国体のリハーサル大会とはいえ、大会の成功、おめでとうございます。目に見えるところ、目に見えないところで、それぞれ運営に携わった関係者の皆さんに深く敬意を表します。

何よりも大会を通じて感じたことは、市内一円からの実行委員が大会を通じてそれ

ぞれの団体、それぞれの職場から出された方々が一丸となって大会の運営にあたる姿を見て、大仙市の一体感はどうやって形づくられていくものだなと強く感じました。来年の本大会に向けて、さい先の良いスタートが切られたと思います。ご苦労様でございました。

さて、2001年4月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法が施行されました。その後、情報化の急速な進展によって2005年4月には行政機関等個人情報保護法が施行され、会社や行政において個人情報の取り扱いに関して格別な注意が払われることになりました。個人の情報がいつの間にか悪徳業者に利用され、過大な請求や身に覚えのない通知、電話がかかってくる物騒な世の中であって、行政機関から簡単に個人情報が漏れないようにする、そのことは当然の責務であると考えます。

しかしながら我々を取り巻く現実には、スーパーやデパートでの会員カード、ポイントカード、クレジットカード、通信販売やレンタル店などで、我々は無意識に加入時に住所・氏名・年齢・電話番号、ときには自分の携帯電話の電話番号までも記入し、知らないうちに自分の情報を自分で社会にばらまいているのが現状です。最近、「我が娘何を聞いてもそれは個人情報」そういうような川柳を目にしました。個人情報だということで、ごく身近な会議資料や通知から、名簿や会員名簿から住所・電話番号を削除し、連絡を取るときには改めて電話帳を探して電話するというような変な状況が生まれつつあります。お互いの顔と名前、それに住居を知らしめて親睦をより一層深めようと地区の住居表示板を作ろうとの話があり、取りかかろうとした先に、「それは個人情報だからやめだ方がいいやんでねえが」というような声が出まして立ち消えになりました。結局、代わりに民間業者が作成している住居地図で間に合わせるといような変な話もあります。個人情報といえば誰も反論できないムードが広がりつつあります。これはしかし、個人情報を盾に開示を拒み、ごく一部の人間だけがそれぞれの個人情報をしっかり掌握するという危険性もはらんでおります。高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の利益・権利を保護する、そういう法律の目的は間違っていないにせよ、個人個人が社会を構成する一員であることからすれば、明るい社会、安全・安心感の持てる社会にとって、社会が個人に情報を開示することはもちろんのことですけれども、個人の最低限の情報の発信は個人と社会の信頼感の、まさに基礎であると思います。個人と社会が良

好な関係を維持し、成熟したまちづくりを進めていくためには、最低限、住所・氏名・年齢については、もう少し公表されてしかるべきではないかと考えます。行政が法律を拡大解釈し、個人情報は何でもかんでも開示できない、そういう状態をつくれば、社会に与える影響、民間に与える影響は誠に大であります。どこでどう線引きするのかは、大変これは難しい問題だと思えますけれども、個人情報保護法の拡大解釈、過剰反応することがないように、どうやって対応していくのか伺いたいと思えます。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 11番渡邊秀俊君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 渡邊議員の質問にお答え申し上げます。

個人情報の保護に関する法律は、5,000人を超える数の個人情報をデータベース化して事業の用に供する民間事業者を対象とするもので、個人情報が5,000人以下の者、また、事業の用に供しない、いわゆる一般私人は法律の適用除外となっております。

個人情報保護法が適用される個人情報取扱業者については、個人情報の利用目的を明確にして、それらを適正に取得し、目的の範囲内で利用することや本人の同意を得ずに第三者に提供してはならないこと、また、その内容を正確かつ最新の内容に保つこと、安全管理に必要な措置を講ずることのほか、本人がその利用や内容訂正について関与できるようにすることなどの義務が課せられており、違反した場合は、是正勧告や命令、さらには懲役や罰金などが課されることとなっております。

また、行政機関が収集、保有する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、あるいは大仙市個人情報保護条例によってその取り扱いが定められており、当市におきましては1,891件にのぼる個人情報取扱事務について、収集する情報や利用目的などを細かく規定して厳正に対処することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

一方、個人情報保護に関する国の相談機関である国民生活センターには、個人情報保護意識の高まりとともに、町内会名簿作成に際し、他に流出するおそれがあることなどを理由に氏名等の掲載を拒否するケースが増え、住民相互の連絡や親睦を深めるために従来から慣行として行われている名簿作成が困難になったり、作成自体を取り止めたりするなど地域社会の活動に影響を与えている事例などが寄せられていると伺っております。

個人情報保護法は、名簿作成自体を否定するものではなく、町内会は法の適用から除外される団体でありますので、従来どおり名簿を作成し、本来の目的に沿って利用することは、何ら問題ないものであると考えます。

但し、個人情報を提供するか否かは、あくまで本人の意思に委ねられている問題でありますので、本人に利用目的を明示するとともに、その目的に従って適正に利用することをよく理解していただき、過剰な不安を取り除いていくことが、こうした法の適用対象除外となる事例を含め、個人情報保護制度を円滑に運用していく上で肝要であると考えております。

現在、制度が制定されて間もないことから過敏になっている状況もあると思っておりますので、市民への啓発に努めてまいります。総務課、各総合支所地域振興課、消費生活相談所を個人情報保護制度に関する相談窓口としておりますので、具体的なケースにつきましては、ご相談をいただきたいと思います。

以上です。

- 議長（橋本五郎君） 11番、再質問ありませんか。
- 11番（渡邊秀俊君） ありません。
- 議長（橋本五郎君） これにて11番渡邊秀俊君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時であります。

午前10時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

- 議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2番佐藤文子君。はい、2番。

- 2番（佐藤文子君）【登壇】 一番質問の3番目として日本共産党の佐藤文子です。

早速、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、障害者自立支援法への対応についてです。

障害者自立支援法が施行され、2カ月余りとなります。制度実施によって準備不足、応益負担導入による負担増、報酬切り下げによる事業所の経営難など大変な困難がもたらされているようであります。全国では実施を控えた3月の時点で、費用負担が増えるために先行きを見失い、母親が無理心中を図って障害者の娘を殺害するという痛ましい事件も起こっております。



まず、問題の第1は、利用者負担の重さから、これまで利用していた福祉施設への通所を辞めたり、在宅支援の利用を制限するなど、必要な福祉を抑制せざるを得ないような状況が生まれていることでもあります。身体障害者施設、知的障害者施設、精神障害者施設、グループホームなど加盟するきょうされんが4月3日発表しました調査結果、障害者自立支援法の施行にあたっての影響調査として施設利用断念の利用者についての緊急調査結果という内容の調査報告ですけれども、この結果では、自立支援法の影響で退所の意思を表明している人、既に退所した人は124人、退所を検討している人は205人で、合計329人とされております。回答のあった施設、事業所の在籍者数の2.8%にのぼるもので、サービスを低下させないとしていた政府答弁どころかサービスを受けられない実態を浮き彫りにしているものであります。

そこでまず伺いますが、この調査は3月調査でありますけれども、施行2カ月余りの現在、本市及び管内の障害者福祉施設の通所を辞めたり退所をしたりといった事態はないのか、状況を具体的にお知らせ願います。

第2の問題は、区分認定の問題であります。

障害者自立支援法で新たに組み込まれたのが介護保険の要介護認定と同様に障害程度区分認定で、今後大きな問題となることは明らかなようであります。一次判定として介護保険の要介護認定の79項目を基本として、障害の特性を表わすため追加された27項目の合計106項目によるコンピューター判定が行われるようであります。この判定には既に多くの問題が指摘されていて、例えば1種1級の最重度障害者で電動車椅子に乗っているという状態の人は要介護3などの中程度になったり、全盲とか聾啞の方は非該当、自立になるケースが多いといったことになるようであります。知的障害者や精神障害者が本当に判定できるのかといった大変な不安が出されているのでもあります。当市内の知的障害者施設では、障害程度区分によって入所者を判定する試みを行ったようでありますけれども、入所者の7割は自立と判定されるような結果であったというふうなことであります。知的障害者が自動販売機でジュース1本を買うにも指導員がついて何度も何度も学習する中でできている状態なのであり、それが自立とみなされるとは、自立となると施設にはいられなくなり、施設の経営も立ち行かなくなるといった障害者の自立支援どころか行き場のない障害者を施設から追い出し、診療報酬も下げて施設も維持できなくなるような大変な法律だと関係者は嘆いておられました。障害程度区分認定をめぐって現場からは、特に知的障害者施設からは、このような厳しい批判も起こっ

ており、今後、一定程度改善に向けた動きも出てくることを願ってはおりますけれども、いずれ退所せざるを得ないようなケースが出てくることは明らかであります。

そこで伺います。知的障害者、精神障害者の障害程度区分認定において現在示されている調査表で、どのような問題があると認識しておられるか。また、判定結果に基づき、退所などの問題が生じる場合の受け皿等今後の行政対応についてどのように考えておられるか伺います。

第3の問題は利用者負担の問題です。政府が福祉医療の定率1割負担の導入にあたって、低所得者にきめ細かな制限措置を実施しているなどと繰り返してまいりましたが、日本共産党国会議員の緊急調査でも、身体・知的障害者の通所施設の場合、例外なくすべての障害者がこれまで無料であったのが一気に1万円から3万円の支払いを強いられる結果になっております。障害基礎年金とわずかばかりの工賃収入で厳しい生活を送っている障害者にとっては過酷な負担となっており、しかも負担上限額や軽減措置があっても所得要件が厳し過ぎるので実質的な軽減措置には役立っていないというのが現状のようです。

そこで伺います。全国では独自に医療費を含む利用料の負担軽減策を実施しているところが8都道府県と244市町村にのぼっております。応益負担の導入によって国と自治体は合計700億円の財政負担が軽減されたと言われておりますが、ぜひともこうした軽減された財政で通所サービスを受けている障害者に独自の軽減策を講ずるよう求めるものであります。

次に、ふれあい温泉入浴サービス事業についてお尋ねいたします。

高齢者の保健福祉向上の一環として温泉ふれあい入浴サービスが、サービス券が70歳以上の高齢者全員に配付されたことは周知のとおりであります。喜ばしい制度であるにもかかわらず、寄せられる声には厳しいものがあります。合併したら65歳以上無料で入れたものが有料になった。しかも400円にもなって、わずかな年金暮らしでは温泉にもあまり行くことはできなくなった。また、80歳以上無料といっても、誰かに連れて行ってもらわなければそうそう行けるものではない。この券、一体何人使うのだろう。また、大曲地区民にとっては利用券を使える施設が遠いので、なかなか使えないのではないか。さらに、寝たきりで介護サービスを受けている家にまで配付されても、まず使えるものではない。さらに、70歳以上に全員に配ったら、相当印刷代や事務費もかかっていると思うけれども、使いたい人が簡単に手にすることができるようにすれば

いいのであって、何も全員に配る必要がないのでは、などなどであります。一つ一つの声をもっともな意見だというふうに私は思いました。サービスが全員に公平に行きわたるよう配慮しての対象者全員への直接配付にしたものだと思いますけれども、そもそも使える施設が限定されていること、料金負担の増えた人々や地域など利便性向上というより、合併によりむしろこの点でもサービスの後退と受け止めた方が多かったのではないかと思います。それぞれの温泉施設は、地域性や附設の設備、利用者の要望などさまざまな条件に配慮しながら運営されてきております。大いに利用してもらい、経営努力もしてきているわけではありますが、料金の統一化で利用者減につながったり、施設経営にも悪影響を及ぼしてはもともともありません。また、最も高齢者が多く住んでいる大曲地区において、ふれあいサービス券がほとんど使われなかったというようでは、政策効果としての問題も残ります。

そこで提案であります。

1、市直営、第三セクターの温泉施設利用料については、今後それぞれの施設毎、柔軟な料金設定ができるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2番目には、大曲地区では、これまでも市で温泉を作ってほしいとの要望が議会で何度か取り上げられ、その都度民間施設との競合を避けたいと指摘した経緯もあります。大曲地区民の利便性とふれあい入浴サービス事業を等しく享受できるよう、市内民間施設も含めて利用できるように利用対象施設を拡大すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3番目に、松くい虫対策について伺います。

松くい虫被害に遭われた市民から声が寄せられました。自宅からわずか120mしか離れていない裏山で松くい虫が発生し、あれよあれよという間に我が家の庭の盆栽仕立ての松に移ってしまい、泣く泣く伐倒した。松くい虫は伝染病なので、裏山で発生したとき、すぐに役場にも掛け合った。公有林も私有林も関係なく対策を取るよう何度も要請してきた。町からは公有地については対処するが、私有地については手を掛けられないと言われたが、伝染病対策に公有と私有の線引きなどできるものではない。これといった山もなく、一面田んぼに覆われた町で、少しでも緑多い空間を創ろうと大事に育ててきた1本数百万円もする松が伝染病にかかっても個人の趣味だから、私物だからと片付けられては泣くに泣けない。自治体は生命・財産を守る役目を持っているのだから、このような事態にも被害を広げないようにしっかり対処してもらわなければならないと

いったような内容でありました。この方は県内のある町の対策や法律面でもいろいろ勉強され、根拠をもって町に折衝してきたのであります。

これまで旧大曲市議会におきましても何人か松くい虫対策について取り上げ、私有地の松の駆除にも補助がないものかといった質問が出されております。市の答弁は一貫して、公有地については対処するが、私有地については所有者の責任で対処すべきという立場でありました。どこの町もそういうことなのか、たまたま岩手県平泉町、これは私の実家でありますけれども、家の裏の林の松が切り倒されていたので事情を聞いたところ、松くい虫にやられているとかで町が来て切って行った。自分では一切金を出さないとのことであります。そこで、今回のこともありましたので、平泉役場に松くい虫対策について伺いました。平泉町では、毎年春先に県から通達される森林病虫害防除対策指針に基づき、松くい虫防除計画を立て、地区森林組合の方に依頼し、パトロール、発見したら駆除命令手続きや所有者からの了解を取って伐倒、焼却、燻蒸、薬剤防除などを実施しているようであります。これらの措置経費については、高度公益的機能森林なのか松林の中のマツなのか、杉林の中のマツなのか、宅地のマツなのか、また木の年齢によっても補助要件が異なり、国・県の補助率にも違いがありますが、概ね国の補助のあるものについては2分の1、県が4分の1、町が4分の1、県単事業については県が4分の3、町が4分の1で、18年度の平泉町の森林病虫害防除対策費は1,700万円とのことであります。

また、伐倒や焼却等によって生じた経費などの損失分を補償する防除措置損失補助は国が2分の1、県が2分の1で補償しているとのことも伺いました。

ちなみに隣の一関市では、今、民有地、庭木対策に力を入れているとの情報もいただいたところであります。

これだけの国や県の補助をつけ、民有地も含めて対策を講ずることができるその根拠となる法律はどうなっているのか、市担当職員の方から昭和25年施行の森林病虫害等防除法を見せていただきました。この法律は、森林病虫害等を早期に、かつ徹底的に駆除し、及びその蔓延を防止し、森林の保全を図ることを目的としております。国と県は苦情命令として森林病虫害が付着する樹木、根株のある土地、苗木を所有する者、管理する者に対しては、伐倒や焼却、薬剤防除、移動の制限と禁止、また、被害の受けるおそれのある樹木の所有管理者には薬剤防除を命ずるなどを規定しております。また、損失補償として駆除命令によって森林病虫害防除への行う処分において損失を受けた者に

は、損失額に相当する額、また、措置費用に相当する経費の補償をしなければならないとも規定されております。さらに、駆除命令に違反、逃避したりしたのものには、懲役や罰金が課せられるという刑罰も罰則も規定されております。すなわち、松くい虫は国と県の命令や財政補償のもと、公私区別なくすべての松を対象として早期発見、徹底した駆除、蔓延防止策を講ずることをはっきりと法律にうたっているのです。平泉町が先進的なのかなと思ったら、初めて管内で松くい虫が確認された昭和54年以来、法律に基づいた事業を展開してきたとのことでもあります。この点では、人間の法定伝染病対策とほとんど同様の扱いといってもいいと思っております。いまだ公有地だから、私有地だからといった論外な言い訳に終始し、町のあちこちに被害木を残したまま多額の経費をかけて公有地に限定した駆除をして、結果的には被害を拡大してしまう、これでは行政の怠慢と言われても当然ではないかと思うわけでもあります。

そこで伺います。1つは、これだけしっかりと国・県の責任を明記した法律があるにもかかわらず、岩手県と秋田県の松くい虫対策の内容に大きな開きをつくってしまった要因は、市はどのように考えるのかお尋ねいたします。

2番目には、秋田県の病虫害対策指針とはどのようなになっているのか、その骨格についてお知らせいただきたいと思えます。

3つ目に、今後の市の松くい虫対策として、法律に基づく計画と運用で市内の市民の財産枯死させない決意で臨んでいただきたいところでもありますけれども、これに対する見解を伺います。

質問の最後に、4月人事異動について伺います。

今年の人事異動について率直な感想を述べ、考えを伺います。

4月1日付けの人事異動は、新採用も含め797名について発表されております。全職員の約55%ほどが対象となったようであります。組織の機構改革も行われたことから、大型人事異動となり、当局はじめ担当職員の苦労も大きいものと推察されます。

さて、一見して感じたことは、大型異動にもかかわらず老人施設職員の異動は、現施設長、事務長、園長などの5名の施設間異動だけであるという点であります。他の施設職員は、施設間異動もなければ昇格もないという点であります。異動した797名中昇格した職員が約190名いるわけでもありますので、老人施設職員、現在220名ほどいらっしゃるようですが、このうち昇格がゼロというのは極端なのではないかと感じたところでもあります。職員の間になかなか不公平感を抱いたり、士気、勤労意欲に影響を

及ぼさなければよいがと心配しているところでもあります。

そこで伺いますが、まず、老人施設職員の昇格ゼロとしたその理由について、現在検討されている法人化との関係があるのか、施設経営との関連があるのか、また、単にそこまで手が回らなかったためなのかなどといろいろ考えればきりがありませんけれども、ぜひともお聞かせ願います。

2つ目には、この人事異動にあたって職員お一人お一人の事情や希望にも配慮し、調査を行ったとも伺っております。それに答えた職員はどれくらいいて、事情や希望が取り入れられたケースが何件なのか、お知らせいただきたいと思っております。

以上で最初の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、障害者自立支援法施行後の問題についてであります。

6月1日現在、大仙市では身体障害者の入所者は54名、通所利用者は4名、知的障害者については入所169名、グループホームの利用者15名、通所施設の利用者62名であり、精神障害者は19名が通所施設を利用しております。

4月以降、退所または利用を中止された方は5名で、その内容といたしましては、死亡によるもの、就職希望によるもの、訓練種目が合わないとの理由によるものがそれぞれ各1名で、他の施設利用希望によるものが2名となっております。

このうち、他の施設に移行した1名について、通所施設から近距離で、しかも自己負担の少ない小規模作業所に利用替えをしております。

次に、障害程度区分認定につきましては、要介護認定項目に、特に知的及び精神障害者の行動や精神、生活面に関する27項目を加えた106項目の調査票を基礎資料としたコンピューターによる1次判定に加え、知的、精神、身体の3障害に配慮した委員による審査会の2次判定を経て区分が決定されることになっております。

特に2次判定においては、調査票の補完資料としての「特記事項」と身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見などを記入した「医師意見書」が重要視される仕組みとなっており、1次判定をカバーするシステムと理解しております。

市といたしましては、8月から予定している当該作業については、1次、2次判定の各機能が十分に生かされた形で粛々と遂行されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、退所者の受け皿等の対応についてであります。障害者自立支援法に即しての施設入所者等の社会参加、社会進出を促す支援策としては「地域生活支援事業」が示されており、具体的には専門性の高い相談支援事業、手話通訳者の派遣等のコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、外出時の移動支援事業、生産活動や交流事業を支援する地域活動支援センター機能強化事業、居住地としての福祉ホーム事業であります。

市といたしましては、これらの事業メニューをもとに、本年度設置を予定している福祉・医療部門のみならず、雇用・教育部門等幅広い関係機関・団体で構成する「地域自立支援協議会」において協議し、対応策を構築していかなければならないものと考えております。この施設入所者の社会参加は、障害者自立支援法施行上、最も重要な課題の一つであると受け止めております。

次に、利用者の負担軽減策についてであります。国においては特に低所得者対策として、課税状況による利用料の上限設定や同一世帯利用時の負担軽減、社会福祉法人の提供サービスを受ける際の負担軽減、さらに食費・光熱水費軽減策等が実施されており、市もこれらの軽減策に対し、応分の負担をしているところであります。

また、議員ご指摘のように、国の制度への上乗せや適用者の拡大等、福祉サービス利用料負担や自立支援医療に対し、独自に負担軽減制度を設けている自治体もみられることも確かであります。

本市では、今年度、障害者自立支援法に対応した障害者福祉計画を策定いたしますが、特に障害者全体の福祉向上に着目して作業を進める予定であり、この作業の中で課題があれば制度施行後の動向を注視しながら、市としての支援策の検討も必要と認識しております。

質問の第2点は、ふれあい入浴サービス事業についてであります。

はじめに、市直営、第三セクターの温泉施設利用料の料金設定についてであります。

市が運営している直営温泉施設の利用料金については、施設の設置目的や設備規模等によって施設ごとの設置条例で定められているところであります。

一方、今年4月から指定管理者の指定を受けた第三セクターが運営する温泉施設については、施設ごとの設置条例で定めている利用料金の範囲内において、第三セクターによる経営見込み等の判断によって決めた適正な利用料金を市が承認することで料金設定されることになっております。

それぞれの温泉施設とも、地域性や立地条件、設備の規模や利用者層、工夫を凝らした営業形態など当然のことながらサービスの違いは存在することとなり、これを最大限に生かして各施設が経営努力しているところであります。

市といたしましても、直営温泉施設の将来的な指定管理者制度導入を含めて、各施設の運営については民間主導型の方法を積極的に取り入れていきたいと考えており、施設運営者側が経営状況等に応じて決定する利用料金の設定について検討してまいりたいと存じます。

次に、利用対象施設の拡大につきましては、この事業が「老人、身障者等入湯費軽減助成事業、温泉入湯料助成事業を再編する」という市町村合併後の取り組み事項として決定していた事項を検討し、直営及び第三セクターの施設利用促進の視点から具体化した事業でありますので、当分は直営及び第三セクターの温泉施設に限定し、実施してまいりたいと考えております。

質問の第3点、松くい虫対策につきましては農林商工部長から、質問の第4点、4月人事異動につきましては総務部長から答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁をお願いします。金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 質問の第3点は、松くい虫対策についてであります。

はじめに、秋田県の対策につきましては、国及び県の方針に基づき、保安林等の「保全すべき松林」を主体として対策を講じるとともに、これ以外の松林については各市町村が地域の実情により独自の取り組みを実施いたしております。

このため、「保全すべき松林」を対象とした基本的な防除では違いがないものの、市町村独自の取り組みにおいては、県内の市町村はもとより他県の市町村との間においても若干の差異が生じております。

また、森林病虫害等防除法により、農林水産大臣は、森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると認めたときは伐採駆除等を命ずることができるとされており、都道府県知事も必要な場合は、高度公益機能森林または被害拡大防止森林において駆除命令等を実施できることになっております。しかしながら、これらの命令により損失を受けた者には、伐採処理に要する費用分の損失を保証しなければならないというふうになっております。

現在、能代・山本地域の海岸部では、北限の被害松林であるとともにその森林資源の



公益性及び量からみても極めて重要であることから、大臣命令で現在駆除を実施中であり  
ます。

次に、秋田県の病害虫対策指針につきましては、秋田県の松くい虫被害材積は平成  
17年度に27,510㎡で前年度に比べ減少はしているものの、依然高い水準で推移  
しております。

このため、秋田県では全ての松林を守るということは困難ということの考えのもと、  
海岸林や保安林等の「保全すべき松林」と「その他の松林」に区分をいたしまして対策  
を講じており、「保全すべき松林」については徹底した防除によりその機能を維持する  
こととし、「その他の松林」については防除対策を講じつつ、将来は松以外の樹種に転  
換することも視野に入れ対処をいたしております。

次に、本市の今後の松くい虫対策につきましては、行政のみでできるものではなく、  
住民や関係機関などのご協力を得ながら取り組んでまいります。また、推進にあたって  
は、広報誌やホームページなどを通じ情報提供に努め、今年度策定予定の「第3次松く  
い虫防除計画」をもとに保安林等の「保全すべき松林」を主体に防除を実施してまいり  
ます。

なお、景勝地や史跡、あるいは天然記念物や文化財等を除く個人所有の松林について  
は自己防除となりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第4点目の4月の定期人事異動につきまして、お答え  
申し上げます。

はじめに、老人施設職員の昇格についてであります。施設開所と同時に採用された  
職員がほとんどであり、施設により前歴換算の仕方や昇格についても差があり、これら  
の調整を含め対応する必要があったこと、及び昇格人事を行って間もない施設が多かつ  
たことなどが今回昇格がなかった主な理由に挙げられます。法人化や施設経営を考慮し  
た異動や昇格につきましては、今後の法人化に向けた検討を踏まえて対応してまいりた  
いと考えておるものであります。

次に、異動希望についてであります。部長級職員と病院の医療職員を除く約  
1,400名の職員に対し、異動希望調書の提出を求めたところ、約9割以上の職員が  
提出いたしております。その提出された調書すべてにつきまして市長及び助役が目を通  
しております。その中で異動を希望した職員は214名であり、うち125名が異動し

たところではありますが、組織機構の見直しも行ったことにより課所の統合や名称の変更もあり、異動した職員のうち約4割程度が希望に沿った異動であるというふうに考えております。また、家族の看護や職員自身の体調等を勘案した配置換え等につきましても、適切に配慮いたしております。

以上です。

訂正させていただきます。異動した職員のうち、約6割程度が希望に沿った異動であるというふうに考えております。先程「4割」と申し上げましたが「6割」と訂正させていただきます。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 2番、再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 最初の障害者自立支援法の料金の負担の軽減の問題についての今後の一定度前向きな答弁があったというふうに捉えたところでありますので、どうかよろしく願いたします。

それから、松くい虫の問題でお尋ねいたします。

答弁では、一貫して保安林と国の補助のつくそういった部分に力を入れてやっていくというふうなこと。それから、自己防除、個人の松については自己防除というふうなことがはっきり言われたわけでありますけれども、松くい虫の駆除処理にあたっての取り扱い、また、いろいろ相当厳しい規定もありますし、発見したら直ちに市町村、あるいは県に報告するといった、そういった問題も書かれているのが森林病虫害防除法というふうになっているわけで、それだけ取り扱いに非常に嚴重な内容のものであるからこそ、実施主体というのが国や県であるというふうに捉えているわけであります。そういう意味で、答弁では県が保安林等、松林中心にしてやっている。各市町村はそれぞれ独自にやっている。県は市町村独自でやっているものには特別補助を出しているわけではないというふうな感じに捉えましたけれども、一体こういうふうな捉え方で果たして松くい虫がまず駆除、徹底的に駆除するというふうなことになれるのかどうか、まずその点を第1点聞きたいと思います。それから……まず、その点を一つお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 農林商工部長から答弁させます。

○議長（橋本五郎君） 金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） ただいま、このような防除方法で駆除ができるのかというご質問に対してお答えしたいと思います。

法律解釈等での違いもあるかと思われまますけれども、森林病虫害防除法第3条、これについては国が行うと。いわゆる農林水産大臣が命令をかけて、そういう公益法人、公益の高い森林を守るという観点から行うのが第3条。それから第5条は、県知事が行うということでございます。したがって、第7条第10項については市町村長が認めたものというふうに法律は分かれておるわけでありまます。したがって、国・県はさることながら、市町村においては先程申し上げましたように基本的な防除対策といたしまして、公有林というのは県有林、あるいは市町村有林、あるいは財産区有林であります。それから、市の単独事業ということで先程も申し上げておりますけれども、そういう命令地区以外に景勝地、あるいは地域の史跡地、あるいは天然記念物、あるいは文化財等について防除いたしますということでございます。したがって、松くい虫の防除については、個人所有の松林については、これはあくまでも個人が防除管理していくということでございます。これは田んぼの方に置き換えますと、先程、伝染病のような病気という発言があったわけですが、田んぼの場合も、いもち病なんかは伝染病でございます。したがって、上の方でいもち病が発生すると、防除しないとたちまちいもち病にかかってしまうということでございます。そういう場合誰が管理するのかといった場合は、全部自己管理、いわゆる自己責任でそれを管理しておるわけでございます。したがって、今後においてもそういう、先程申し上げました観光名所以外な場所、以外については、あくまでも自己管理責任もとで実施していただくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 2番、再々質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 最初の法律の解釈の仕方で、農林水産大臣は第3条、それから県は第5条、市は6条というふうに言いましたけれども、そもそもこの森林病虫害等防除法というふうなものの駆除命令等で、第3条で指摘してある病虫害が付着している樹木を所有しているもの、こういった項目は、県の駆除命令でもこの3条を規定されているもののほかにあれです、公益的機能森林だとか被害森林、こういったものを対象とするというふうなのでありまして、すべて、この法律はすべての松を対象にしているというふうなことははっきりしているわけですし、私はこれは林野庁に昨日確認しています。この法律がすべての松を対象にしているんだというふうなことで私は確認いたしました。

その実施をする場合に、今の答弁ですと、あくまでも公的森林、そういったものについては国や県が、そして市もやるというような答弁でした。それから私有の松、こういうところに松くい虫を残したまま周辺の公有林だけの松を防除、あるいは駆除したところで、この松くい虫対策の根本的な、抜本的な駆除になるのかというふうなこと、そういう問題だと思うんです。何ですか、マツノザイセンチュウ、これを運ぶマダラカミキリは勝手にどこまでも飛んでいくと思うんです。そういう意味で、公有も、公有地も私有地もなく、おいしい松のあるところにどんどん行って、そして病気を増やす、これがやっぱり伝染病とも言えるような病気なのであって、特別のこういう防除法がつくられているのだというふうに思います。

それで、この法律の趣旨に従って、岩手県などでは県が責任をもって宅地に対して4分の3の補助を行い、今では岩手県では県南地方、平成15年度をピークにしまして、その後、大幅に減りつつあるわけで、そこで今、一関などでは、これはもう宅地、民有地対策だというふうに言っているわけであります。

そういうふうな意味で、これまで大仙市、松くい虫対策というのは大曲市で平成11年度から始まりました。この18年間、大仙市の予算も含めると約1億円、9,600万円かけて、いわゆる公有林対象に松くい虫対策をとってきたわけでありませけれども、結果的には蔓延地帯というふうな事態を起こしてしまったわけです。この蔓延地帯になったものだから、今、国は直轄事業として秋田県の県北を中心に、何とか青森に被害を広げないようにというふうなことで、そこを集中的に合計2億8千万円もかけてですね、やろうとしているんですけれども、その分、今年、大仙市の松くい虫対策は今までの大曲市並み分しかないわけで、県の補助もたった4割しかつかないというふうな、こういう内容になっているんです。しかし蔓延地帯でありますので、あちこちに松くい虫はあって自然に枯れてしまうのをただただ見ているというふうなことで、果たしてこういう松くい虫をたらい回しする、こういうふうなことにお金をかけるようなやり方というふうなのは大変問題があるのではないかというふうなことで、改めて県に対して県の防除指針として宅地の松、民有地の松にもそうした防除事業を対象にしてほしいということをぜひとも言っていただきたいというふうに思います。

それから、市の独自で行う事業という点でも、今まで仙北町などでは独自に条例をつくったようでありまして、樹幹注入剤等に補助を出すと。そして、それを実施するのは森林組合というふうなことの規定などもされているようでありませけれども、本来であ

れば、これは全国広域的な、やっぱり松くい虫というのはそういう問題になる、いわゆる植物の伝染病です、松の伝染病です。だからこそ県と国がやらなければいけない。そういうふうなことで立てている法律の趣旨に従ってですね、ぜひとも県に要請すること。県でやらなくても、まず市ではそういったすべての松を対象にして松くい虫を徹底的に駆除するという立場をもっていただいで臨んでいただきたいというふうなことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

次に、5番藤井春雄君。はい、5番。

○5番（藤井春雄君）【登壇】 市民クラブの藤井春雄です。午後の睡魔が襲ってくる時間ではありますが、最後でありますからひとつ我慢してお付き合いいただきたいと思いますと思います。

大仙市が発足してから、あっという間に1年が過ぎたという感じですが、それにしても大仙市の広さ、そして課題の多さに戸惑いさえ感じているところでもあります。確か昨年秋だったと思いますが、NHK秋田放送局の番組で「限界集落」というテーマの特集がありました。「限界集落」など聞き慣れない言葉ですが、NHKの定義では「70歳以上の高齢者が50%以上を占めている集落」を言うのだそうであります。この特集の中で、当大仙市内の2つの集落の老人たちの生活ぶりが紹介されており、重い課題だなと思いつつ見たものでした。一方、日本一の米どころを自負する仙北平和に目を転じて、農家の方々は農業、農政の未来に一抹の不安を抱きながらも、新政策に対応しようと懸命になっていますし、また、中心市街地と言われる商店街の方々も、厳しい競争にさらされながら必死の活動が営まれています。それぞれが多くの課題を抱え、それぞれがまた行政に対しても大きな期待と注文を持っているわけですから、それらが納得できる形で順序立てられ、納得できる形で施策されることの難しさを改めて感じているところでもあります。このようなことを念頭に、以下いくつか質問をさせていただきます。

はじめに、農業、農政問題についてであります。

1つ目は、経営所得安定対策についてお伺いをしたいと思います。

先の第1回定例議会においては、質問されたほとんどの皆さんが触れられておられましたし、当局の考え方も「集落営農の組織化、法人化など、担い手の支援に全力を挙げ、制度発足までには認定農業者、集落営農組織など含めて約1,050経営体、耕地面積

では約50%をカバーしたい」という考えのようであります。私もそれはそれで結構だと思いますが、それら美論を聞きながら、また、この間、秋田民放に載った東北農政局長と各首長の意見交換の記事などを見ますと、どこか違うのではないか、取り組む人たちの基本認識にずれがあるのではないかという気がしますので、あえて取り上げさせていただきます。

いうまでもなく、この政策の基本は、これまでの日本農業の特徴といわれた零細で家族型農業といわれる規模から、構造から、大規模企業的農業に転換をするものであり、我が国農業構造の一大改革と位置付けられるものだと思います。一部から商農切り捨てだという批判があるように、認定農家、もしくは集落営農の傘の下に入らない限り助成措置が外されるわけですから、切り捨てを前提にした制度であることは間違いがないだろうと私も思っています。

しかし、やはりこれからの状況・情勢を考えると、農業構造が変わらなければ営農は成り立たないし、これを機会に地域農業構造の大改革を進める良いチャンスだと思っています。問題の集落営農組織を具体的に進めるにあたっては、まず農業者自身の意識改革が求められているもので、その意識調査をもとに対策を講ずることが基本になるだろうと考えます。つまり、先の議会で佐藤孝次議員が述べられたように、農家個々の持つ家庭事情、環境、考え方が千差万別ですから、それら皆さんが本音での話し合いをしながら、自覚と意欲を持つ人々の結集ということになるのではないかと思います。先の議会における議論の流れは、いかにして制度からの落ちこぼれをなくすかということが中心であったように思いますし、秋田民報にあったように落ちこぼれた小規模農家への対応はどうしたらいいかという意見があったなどという記事を見ますと、改革の基本認識のズレが埋まっていないのではないかと思います。つまり、改革を積極的にとらえ対応するのか、現状維持を図る対応をするのかという選択の問題であり、その基本方針がはっきりしなければ支援センターの活動も軌道に乗らないのではないかと心配しておるところでもあります。見解を承りたいと思います。

2点目は、中山間地対策についてであります。

確か5、6年前からこのスタートした制度であり、農政にとってはこれまでの価格指示政策から農民・農業団体が長年求めてきた日本型ディカップリング、つまり所得政策に転換をするきっかけをつくったものであり、当時まだ大曲市時代でしたが、今後の展開を見越して積極的に制度活用をすることを申し上げてきたところでしたが、とうとう

日の目を見るに至らず、いまだ残念に思っていたところです。大仙市になり、お聞きしますと、太田の永代地区、南外の西ノ又、湯の又地区が中山間地域等直接支払交付金を受けた事業をなされておられるようであります。冒頭、限界集落のお話をしましたが、農山村で生産条件の不利地域は当市の中にも相当な地域にわたるのではないかと思います。農山村のこれ以上の荒廃を防ぐためにも、これら事業をより積極的に活用すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。中山間地に対する対策等、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

3つ目は、農業チャレンジプランについてであります。これも前の議会で佐藤孝次議員から触れられておりますが、前の地方振興局長さんから公式の場でのご挨拶で、向う5年間で仙北の農産物販売額を5割増しの400億円から600億円を目指すと大変景気の良いお話をお聞きしましたので、正直、今の時代によくも大胆にと非常に興味を持ち、中身を見せていただきますと、仙北農業の柱である米依存から脱皮し、複合化を強力に進めるという内容で、既に当市からも職員が出向し、プロジェクトが動き出しているようであります。せっかくのチャレンジプランですから元気を出してやってほしいのですが、やはり気になる点もありますのでお聞きをしたいと思っております。

1つは、仙北農業の柱である米依存が仙北農業の弱点でもあり、野菜・畜産、つまり複合化に力を注ぐという基本的スタンスが気になります。確かに米の消費の減少傾向、米価の低迷など厳しい状況は続くことになるでしょうが、米の生産調整の中で、なお農業産出額の4分の3を占めているわけですし、何と云っても気候、風土ともに稲作条件に恵まれた地域であり、この条件をどう生かすかが仙北農業の命だと思います。これまでも複合経営の様々な試みがなされ、試行錯誤をしながら今日の仙北農業、つまりがっちりした米の基盤にプラス複合で成り立っているもので、少なくとも米が仙北農業の弱点だという認識は誤りではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

2つ目は、行政のかかわり方についてであります。

かつて行政による畜産誘導策の結果、大きな社会問題を引き起こした時代もあったように、官主導の農政はあまり成功した試しがなく、現在はJAをはじめ生産者団体がしっかりとした基盤を持ち、情報化社会の中で複合経営を進めるにしても、戦略作物の選定、都市交流や地産地消の呼びかけなど様々な手だてが試みられながら進行中だと思っております。秋田民報を見れば、ついこの間、第2回目のチャレンジ検討会が開かれ、新しい地域振興局長は、価値ある情報をいかに生産者に伝えられるか、技術指導はお互

いのやり方で邪魔しないように労働力や農機具を見て働きかけることが必要だと述べられたと書かれてありましたので、私なりにこのチャレンジプランの進め方に軌道修正があったように受け止めたのですが、いかがでしょうか、お伺いをしたいと思います。

次に、イオン大曲店についてお尋ねをしたいと思います。

6月8日付けの秋田民報に、イオン大曲ショッピングセンターの記事が載っていましたので、巷の噂にあったイオン大曲店が実際にどのような規模で、いつ頃を目途に進んでいるんだというおおよその状況を知ることができました。それにしても店舗面積が50,800㎡ということですから、現在、市の近郊にある10,000㎡以上といわれるジョイフルシティ、ジャスコ中仙店、パワー、スーパーセンター仙南を足せば58,000㎡だそうですから、ほぼこれに匹敵する超巨大ショッピングセンターということになり、大曲周辺の商業地図にも大きな変化を与えることは必至だと思います。昨年でしたか、能代市や湯沢市では大型店出店に対し反対運動が起こり、市政も巻き込まれるという事態もあったようですが、大曲商工会議所などではどのように受け止め対応されようとしているのか、おわかりでしたらお知らせいただきたいと思います。

また、雇用者の状況、年間売上予定額、さらに噂によりますとジャスコ中仙店の店舗機能が縮小されるというお話もあるようですが、それらあわせておわかりでしたらお知らせをいただきたいと思います。

次に、教育関係についていくつか質問をさせていただきます。

今、教育もその改革に向けていろいろと模索が続けられているようですし、私たち門外漢であっても関心を持ってその成り行きを見守っているわけですが、待ったなしの現場を抱えている先生方、またそのサポートをする教育委員会の皆さんも緊張の連続だろうと思っています。

さて、教育長も新しくなられましたので、現場を直接指導なさる教育長としての基本的スタンスといたしますか、現場の先生方とはどのような対応をなさろうとしておられるのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

ご覧になったと思いますが、4月29日付け朝日新聞「教育の活力を奪う挙手禁止」というテーマの意見が載っていました。東京都教育委員会が職員会議で先生方は挙手や採決で物事を決めてはならないという通知を出したことに対するご意見でした。私もよくはわかりませんが、東京都教育委員会はマスコミでも時々物議をかもす特異なところであろうとは思いますが、あのご意見は教育委員会と教育現場のあり方の本質に触れた



問題ではないかと思われましたので、教育長はどのようにお受け止めになられたのか、感想でも結構ですのでお聞かせをいただきたいと思えます。

また、教育長は、県教委次長のご要職にお就きになっておられましたから、教員の職員団体の関係でも秋教組あり、高教組ありでご苦労があっただろうと思えます。労働組合運動もかつての対立と闘争だけではなく、労使それぞれの立場はあっても話し合いを基調にという運動の路線が主流になっているようですし、大仙市になってからの状況はあまりわかりませんが、大曲市当時、笹元教育長は、職員団体ともよく話し合いをしてくださったと伺っております。教育長は職員団体との関係をどのようにお考えになっておられるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

2つ目は、教育関係費の保護者負担についてであります。

言うまでもなく小中学校は義務教育であり、子供たちは経済的負担無しに教育を受ける権利があり、国や地方自治体はその責任を負っているわけですが、国・地方ともに金がない、予算がつかないということで、保護者の負担も少なからずあるのが実態のようであります。私も大曲市当時から各学校で徴収されている教育諸費について関心を持ってきましたので、大仙市の学校についても実態をお聞きしたところ、約9割の学校から状況を教えていただくことができました。私なりにまとめた概況を申し上げますと、教育費と子供たちの育成費というか生活費との仕分けはなかなか難しいところですが、一応教育関係費ということで各学校が徴収しているものは、教育諸費、教育振興費、体育文化講演会費、視聴覚費、生徒会費、図書費、用紙コピー代、演劇鑑賞費、衛生費、学級費、学力テスト代、見守り隊費などの項目があり、それらを合計した小学校での最高額は大沢郷小学校の年間1万8,600円が最高でしたし、北神小学校、南檜岡小学校はまったくゼロというような状況になっていました。中学校では、大曲・協和が最高で、それぞれ年間8,400円、豊成中学校が年間1,000円で最低になっているようであります。平成17年度の結果ですので、旧市町村の予算配分の差が現れたということもあるだろうと思えますが、図書費、衛生費、用紙やコピー代、学力テスト代、見守り隊費用までが保護者負担だとすれば、やはり問題だと思えます。必要な経費はきっちり措置をする努力を願いたいと思えますし、学校間格差の原因なども十分調査の上、できるだけ少なくする努力はしてほしいと思えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

最後は、改正高齢者雇用安定法と市職員の定年制についてであります。

今年4月1日より改正高齢者雇用安定法が施行され、政府はこの法律の施行により平成25年4月1日からは65歳定年の社会が実現する見込みであるといっています。少子高齢化の中で労働力を確保する、また、65歳からの年金支給とリンクをさせるということからも当然のことだろうと思います。この改正法では、1つは65歳まで定年を引き上げる、2つ目、再雇用や勤務延長など継続雇用制度を導入する、3つ目、現在ある定年制を廃止するという3つの項目のうち、いずれかを採用することを事業主に義務づけたもので、猶予期間はあるようですが、いずれかを選択しなければならないということになります。市役所職員も、これから退職期を迎える団塊の世代も相当おられると聞いていますし、改正法が施行されたわけですので、一刻も早く当局の指針を示すことが求められているのではないかと思います。対応について検討されておられるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

質問要旨には定年延長と定員管理のかかわりについてという形で出されていましたが、原稿をちょっと変えましたので、当局の対応だけについてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 5番藤井春雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 藤井議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、農業・農政問題についてであります。

はじめに、6月14日、19年度から新たな経営安定対策の導入を盛り込んだ「担い手経営安定新法」が成立をいたしました。この成立を受けて経営所得安定対策は、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、この担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、将来にわたって食料を安定供給できる生産構造を目指しております。

この対策では、助成の対象を、これまで全農家を対象にしたものから担い手に絞り込んだことにより、小規模農家を切り捨てるのではないかとの批判があるのも事実であります。

しかしながら、小規模農家または兼業農家でも「担い手」の一員となつていただく方法として、「集落営農」も助成対象の要件として加えられております。

このことから、平成19年度からの経営所得安定対策につきましては、積極的に対応することとして、「集落営農・法人化支援センター」を設置するとともに各総合支所に

2名の集落営農担当職員を配置し、集落営農や法人化の取り組みを支援してまいります。

また、認定農業者の誘導目標を1,000経営体、経営面積8,500ha、集積率45.7%と定めておりますので、現在、面積要件などにより対象外となっている認定農業者へ経営面積を拡大するための支援を行うとともに、要件を満たすものの認定農業者になっていない候補者の誘導を図ってまいります。

また、集落営農及び法人化の誘導目標の50経営体、経営面積1,500ha、集積率8.1%を達成するため、地理的制約などにより合意形成が困難な集落につきましては、法人化も視野に入れた支援をしてまいりたいと思います。

次に、中山間地域対策につきましては、本市において実施している「中山間地直接支払制度」の対象となる農用地は、農用地域内に存する1ha以上の一団の農用地であって、勾配が水田で20分の1以上、畑等で15度以上の急傾斜地、または自然条件により小区画・不整形な水田などとなっております。

また、集落協定に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画のもとで、5年間以上継続して行われる農業生産活動など農用地保全体制の整備がされるものについて交付対象となるものであります。

このことから、対象農用地の選定のため調査した結果、本市での該当は、南外地域の西ノ又地区・湯の又地区及び太田地域の永代地区であります。

このほか、市長が特に必要と認めた水田で勾配が100分の1以上、畑等で8度以上、または、高齢化率が40%以上であるもの、1ha以上の一団の急傾斜農用地と連担していることが条件となっているため、今後とも対象農用地等の調査を行ってまいります。

また、中山間地に対する施策といたしましては、急傾斜地に存在する地理的に農業生産条件が不利な地域等においては、「あなたと地域の農業夢プラン応援事業」の協調助成率の拡充、市独自のかさ上げでありますけれども、こういったことを行っております。

また、平成19年度からの「品目横断的経営安定対策」の経営規模要件においては、物理的制約に応じた特例として、認定農業者については4haの8割、集落営農組織については20haの5割の範囲内で緩和されるものであり、これらを活用しながら中山間地の振興を図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、県の策定した農業チャレンジプランにつきましては、仙北地域は農業産出額に占める米の割合が75%、県平均は66%であります。75%と米に偏った生産構造

となっております。そのため、売れる米づくりを基本としながらも転作田を中心とした水田の汎用化により、野菜、花卉、畜産等の戦略部門の拡大による複合化を推進し、バランスのとれた生産構造の構築を図る必要があるものと認識しております。

チャレンジプランでは、複合化に向けた取り組みを最重要課題として位置づけ、基幹であります米の産出額は現状を維持し、米以外の戦略部門の農業産出額を高め、それぞれの割合が、結果的に稲作50%、複合部門50%とバランスのとれた生産構造とすることを将来目標に、県、市町、JAが一体となって推進するものであります。

農業に対する行政の関わり方について、県の農業チャレンジプランにつきましては、6月2日に具体的な進め方について検討され、県では基本的な推進計画の作成、広報や戸別訪問による制度の周知と勧誘及び説明会の開催等を、市では認定農業者の情報提供や要望集落での座談会の開催等を、JAでは複合作物の技術指導や販売に関する指導等を行うことに定め、連携の強化及び情報の共有化を図りながら、今後5年間一体的に推進することとなっております。

質問の第2点は、イオン大曲店の出店についてであります。

イオン大曲店の出店にかかわる現在の状況は、農業振興地域整備計画にかかわる協議の最終段階にあります。現在までに示されております大曲ショッピングセンター事業計画概要によりますと、県南の核となる店舗と位置づけられており、建築面積は50,800㎡、うち売場面積が40,700㎡で、駐車場等の関連施設を含めると全体で163,776㎡規模となり、その投資額は45億円規模という計画となっております。

ご案内のように、出店場所が農地であり大規模であることから、県・国との協議が必要となっており、現在に至っております。

この間、大曲商工会議所等の受け止め、対応方につきましては、平成17年7月に大曲商工会議所よりイオンショッピングセンター開発計画に対する意見書が提出されております。これによりますと、開発計画はやむを得ないとしながらも、人口に対する店舗面積比率が高くなり、地元零細商店への影響が懸念されること、田園地帯の過度の開発が環境の破壊につながり、雇用の創出や税収の一時的な増加は期待されるが永遠に続く保証がないこと、拡大するまちづくりが次世代に財政的な負担を強いることになるためコンパクトな循環型社会を目指すべきこと、JR大曲駅を中心とした市街地に対する対策が喫緊の課題であり、地域をあげて活性化に取り組むべきであるとの内容になってお

ります。

次に、雇用者の状況や年間売上予定額、ジャスコ中仙店等についてであります。また大規模小売店舗立地法に基づく出店の許可前であり、お知らせできる内容は事業概要の計画によるものとなります。これによりますと、出店に伴う新規採用は、直営のショッピングセンターで350人、各専門店等で650人が計画されており、その男女別は、男性250人、女性750人となっております。また、1,000人の採用予定は、これは聞き取りでありますけれども、本社社員、地域社員、契約パート、パート、アルバイト、清掃、設備、警備等としてのものであり、そのうち市内からの雇用人数は8割程度の800人を計画し、さらにその4割程度について地元農家世帯からの雇用を考えているという内容になっております。

なお、年間売上予定額については、計画概要の項目として示されておらず、掌握できない状況であります。

また、ジャスコ中仙店の位置づけについては、店舗面積が13,800㎡でコミュニティ型の単独店舗であり、イオン大曲店が秋田県南部33万人を商圏人口とした大商圏対応型ショッピングセンターであることに対して、この中仙店の場合は機能が異なっており、各々の店舗の存続は可能との説明を受けております。

質問の第3点、教育問題の中の1点目、教育長の基本姿勢につきましては教育長から、2点目の教育関係費の保護者負担につきましては教育次長から答弁させていただきます。

また、質問の第4点、高齢者雇用安定法と市職員の定年制に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第3点は、教育問題についてであります。

はじめに、教育長としての基本姿勢についてでございますが、基本的なスタンスといたしまして、現場の教職員との対応につきましては、学校の管理運営に関する事務をすべて直接執行するものではなく、「学校管理規則」に基づきまして学校の主体性を尊重し、その多くを校長に委ねております。

学校が地域の教育機関として地域住民や保護者の信頼に応え、地域や学校、子供たちの実態に応じて創意工夫を凝らした特色ある活動を行うためには、学校を地域に開かれたものとし、その裁量を拡大し、自主性・自立性や責任を確立することが重要でありま

す。

教育委員会と学校並びに教職員との関係につきましては、良好な関係に基づいて同じ目的の達成に向け協力して力を尽くすことが求められているというふうに考えております。

教育委員会では、昨年10月に公表されました中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」を受けまして、本年度は「共（ともに）、創（つくる）、考（かんがえる）、開（ひらく）」をテーマに据えまして、本市の教育の全体像をまとめました「大仙市教育の指針」を作成し、教職員研究集会、学校訪問、校長会、教頭会等を通しながら、各学校の教職員や保護者の理解と協力を得ながら進めてまいります。

また、新聞等で報道されました東京都教育委員会の都立校への通知につきましては、東京都の詳しい事情は承知しておりませんが、本市の各学校の職員会議の持ち方につきましては、校長が各学校運営の責任者として意思決定する際の補助機関となっております。問題になっていることはございません。学校経営の基本は、校長の指導のもと教職員がいろいろな知恵や意見を出し合い、決定したことに対しては全教職員が一丸となって学校の課題解決に向かうことが最も重要なことであるというふうに考えております。

武者小路実篤が色紙に好んで書く言葉に「天与の花を咲かす喜び」というのがございます。子供一人一人に備わった持ち味や見どころを早く見つけてあげ、存分に伸ばしてやる、そういう思いを教職員と一緒に語り合っていきたいと思っております。

次に、職員団体との関係につきましては、秋田県教職員組合のこれまでの歩みは、秋田の教育にとって一つの支えになったものであります。厳しい社会状況ではございますが、今後とも事業等の趣旨と意義をご理解いただきまして、協力的な関係を保ちながら、教育に関する諸課題の克服に向けまして情報交換を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤康裕君） 次に、教育関係費の保護者負担について、お答えいたします。

児童生徒が個人として活用する教材等につきましては、義務教育無償の原則に触れるものではないと考えられるため、学校では必要な範囲で保護者の負担を求めています。

学校の教育活動に対する市の施策といたしまして、平成18年度予算から大仙市立幼稚園全8園、小中学校全43校で教材備品費、図書費、消耗品費等につきまして園・学校の幼児・児童生徒数・学級数から算出して予算措置していますし、また、小中学校の

体験的学習の時間支援事業や学校の自主企画であるトライアルサポート事業など、基礎的な部分において学校裁量経費として本市教育委員会独自に支援しております。

保護者負担についての調査であります。私どもでもこの調査をいたしました。結果は調査の仕方や分類の仕方によって違いが出てくるものと思われま

す。また、地域の人材活用による総合的な学習の時間や個々の児童生徒に対応した副教材活用による教科の授業、フィールドワークや宿泊を伴う学校行事等、各校の学校づくりの違いにその一つがあると考えられます。

市教育委員会といたしましては、校長会、また、学校訪問などでの話し合いにおいて、より保護者の理解が得られ、負担が適正なものになるよう助言をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第4点目の高年齢者雇用安定法と市職員の定年制について、お答え申し上げます。

本市における職員の定年等に関する条例では、地方公務員法第28条の2第2項の「定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」という規定に準拠し、職員の定年は年齢60年としております。

しかしながら、地方公務員法並びに本市条例におきましては、その職員の退職により公務の運営等に著しい支障が生ずると認められるときは、最長で3年以内の範囲で職員を引き続き雇用することができる特例措置を設けております。

また、職員の再任用制度につきましても平成11年の地方公務員法改正により位置づけられており、本市においては合併時に「大仙市職員の再任用に関する条例」を定め、定年退職日以前の退職者も含めた退職者等が、年金の支給開始年齢の引き上げによる調整を踏まえ、段階的に最長で年齢65年まで採用できるものと規定されております。

なお、この度の高年齢者雇用安定法の改正は、国家公務員及び地方公務員については適用除外となっておりますが、国及び地方公共団体等においては、この改正規定によることなく65歳までの雇用の安定を図っていく措置を講ずるよう努めなければならないという改正前の努力規定が暫定措置として適用されていることから、本市においては、前段で申し上げました職員の再任用制度により対応しているところでございます。

現段階で退職職員の再任用制度を適用しているのは、県では2名だけと聞いておりま

すし、まだまだ積極的に活用されていないわけではありますが、いずれ団塊の世代における大量退職者が出てまいりますと、この制度の導入・活用が必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

- 議長（橋本五郎君） 5番、再質問ありませんか。
- 5番（藤井春雄君） ありません。
- 議長（橋本五郎君） これにて5番藤井春雄君の質問を終わります。

- 
- 議長（橋本五郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、来る6月19日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

長時間ご苦勞様でございました。

午後 2時31分 散 会